長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）は、市内で事業を営む福祉事業者等に対し、事業者の省エネ化への意識啓発と推進を図るため予算の範囲内において、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金等交付規則（昭和５７年長岡京市規則第８号。以下「規則」という。）、京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱、京都府物価高騰保育所等緊急支援事業費補助金交付要綱、及び京都府教育支援体制整備事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第３条　交付の対象は、市内に事業所を有する福祉事業者等であって、京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金、京都府物価高騰保育所等緊急支援事業費補助金及び京都府教育支援体制整備事業費補助金（以下「府補助金」という。）の交付決定を受け、市内事業所にて別表１に規定する対象サービスを実施し、かつ、別表２に規定する補助対象機器等を導入した者とする。

２　その他市長が必要と認める者

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表３に定めるものとする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする事業者等（以下「補助事業者等」という。）は、次に掲げる書類を令和５年２月２８日までに市長に提出しなければならない。

(1)　長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金交付申請書（別記様式第１号。以

下「交付申請書」という。）

(2)　誓約書（別記様式第２号）

(3)　府補助金交付決定通知書の写し

(4)　府補助金実績報告書の写し

(5)　市内事業所で省エネ機器等を導入したことがわかる書類

(6)　その他市長が必要と認める書類

　（支援金の交付）

第６条　市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金交付決定通知書（別記様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知し、支援金を口座振込により交付するものとする。

２　前項の交付決定通知書をもって、支援金の確定通知とみなすものとする。

　（交付決定の取消し）

第７条　市長は、補助事業者等が申請内容に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

２　前項の規定による取消しは、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金取消通知書（別記様式第４号）により行うものとする。

　（補助金の返還）

第８条　市長は、前条の取消しを決定した場合において、期限を指定し、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策支援金返還命令書（別記様式第５号）により返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により、支援金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに支援金を返還しなければならない。

　（延滞金）

第９条　市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、規則第１５条の規定を適用するものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年１０月３１日から施行し、令和４年６月２３日から適用する。

別表１　対象サービス

|  |  |
| --- | --- |
|  | 対象サービス |
| 高齢者 | 通所介護（地域密着型・認知症対応型を含む。）、通所リハビリテーション、介護老人福祉施設（地域密着型も含む。）、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム |
| 障がい者（児） | 生活介護（通所のみ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練のみ）、就労移行支援（就労定着支援を含む。）、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、施設入所支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 子ども | 認可保育施設（民間のみ）、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（院内保育事業所を除く。）、企業主導型保育施設、私立幼稚園 |

別表２　補助対象事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象事業の区分 | | 要件 |
| １ | 空調設備 | 更新  新設 | 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの  新設については、換気機能があるもの |
| ２ | 換気設備 | 更新 | 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの又は熱交換型の第一種換気設備の機能を備えた設備 |
| ３ | 冷蔵庫 | 更新 | 冷蔵庫の更新に当たり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの |
| ４ | 照明機器 | 更新 | 照明機器の更新に当たり、新たにLED化するもの |
| ５ | デマンド制御装置等 | 新設 | 空調等の運用を調整し、電力使用量を制御するもの等 |

別表３　支援金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 支援金の額 | 府補助金の対象経費の範囲において、事業者が負担すべき額（補助金対象経費の４分の１）に０．６を乗じて得た額とする。 |